

第32回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日(月)午前9時30分から10時52分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	4番	砂坂	浩一郎	5番	小山 幸良
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	10番	中之蘭 堅二郎

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中峯	哲義	ニ.	片板	大作
ホ.	雨田	俊孝	ヘ.	小脇	尚武

4. 欠席委員

農業委員	3番	久保田	力雄	9番	中島 一三
------	----	-----	----	----	-------

農地利用最適化推進委員(順不同)

ト.	中園	廣行	チ.	原田	晃生
----	----	----	----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第32号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第4号 令和5年度南種子町標準農作業料金及び農地賃借料情報(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長 山田 直樹

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
議席番号3番 久保田力雄委員、9番 中畠一三委員。
農地利用最適化推進委員 中園廣行推進委員、原田晃生推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第32回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号10番 中之藺堅二郎委員、11番 西田三郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第32号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
- 事務局 今回は、委員の議事参与の制限に該当する案件が3件ほどございます。先に説明を終えた後に審議に入ります。とりあえず議案第1号の説明を先にします。
資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
令和5年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権3件・農地中間管理権7件を定めたいので承認を求めるものです。私の方で農用地利用集積計画の内、賃借権3件について説明を行います。
資料の3ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日を令和5年3月31日とし、始期が令和5年4月1日、終期が令和10年3月31日で、期間を5年とするものが1件、始期が令和5年4月1日、終期が令和15年3月31日で、期間を10年とするものが2件、田 ●●㎡、畑 ●●㎡、合計 ●●㎡の3件です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
- 整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・68歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・61歳、経営面積は●●㎡です。土地の所在が○○字△△××番、地目は田、面積は

●●㎡です。ほか同字に1筆で合計面積が●●㎡。水稻を作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で、口座振込みとなっております。期間が5年の再設定です。図面は5ページに添付しております。

整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・69歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、登記地目は牧場なのですが、現況地目は畑、登記面積は●●㎡です。ほかに〇〇字△△に3筆、地積合計が●●㎡。牧草を作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が10年の新規設定です。図面は6ページから8ページに添付しております。

整理番号3番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 E・85歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F・61歳、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡です。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が10年の新規設定です。図面は9ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権3件についての説明を終わります。

事務局

資料は、10ページをお開きください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は令和5年3月31日、期間は令和5年3月31日から令和10年3月30日までの5年間で7件となっております。

資料は、11ページをお開きください。

整理番号1番は、〇〇××番地 G・82歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Hが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、地目は畑、面積は2筆で●●㎡、さとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、口座振込みです。期間は5年の新規設定です。

図面は13ページに添付しております。

整理番号2番は、〇〇××番地 I・51歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Hが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年の新規設定です。

図面は14ページに添付しております。

整理番号3番は、熊本県菊池郡△△〇〇ー×× J・92歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Kが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は7筆合計で●●㎡、牧草を耕作します。賃借料は7筆合計で〇〇円、期間は5年の再設定です。

図面は15ページから16ページに添付しております。

整理番号4番は、鹿児島市〇〇××番地 L・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、地目は田、面積は2筆で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円で、期間は5年の新規設定です。

図面は17ページに添付しております。

資料は12ページです。

整理番号5番は、〇〇××番地 N・51歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Oが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか2筆、地目は畑、面積は3筆合計で●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年の新規設定です。

図面は18ページに添付しております。

整理番号6番は、〇〇××番地 P・58歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Qが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか6筆、地目は畑、面積は7筆合計で●●㎡、さとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年の新規設定です。

図面は19ページから21ページに添付しております。

整理番号7番は、〇〇××番地 R・90歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Sが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は2筆で〇〇円、期間は5年の新規設定です。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入りますが、基盤法の整理番号1番において10番委員が、また農地中間管理権の整理番号1番と2番において4番委員が議事参与の制限に該当します。

最初に基盤法の整理番号1番を審議しますので、10番委員は退席をお願いいたします。

(10番委員、退席)

議長 それでは、議案第1号 基盤法の整理番号1番において質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 基盤法の整理番号1番において、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号 基盤法の整理番号1番においては、原案のとおり決定いた

しました。

10 番委員の入場を求めます。

(10 番委員、入場)

議長 続きます、農地中間管理権の整理番号 1 番・2 番を審議しますので、4 番委員は退席をお願いいたします。

(4 番委員、退席)

議長 それでは、議案第 1 号 農地中間管理権の整理番号 1 番・2 番について審議を行います。

質疑はありませんか。もう一度、資料のお目通しをお願いします。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号 農地中間管理権の整理番号 1 番・2 番において、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号 農地中間管理権の整理番号 1 番・2 番においては、原案のとおり決定しました。

4 番委員の入場を求めます。

(4 番委員、入場)

議長 続きます、議案第 1 号 残りの案件について質疑はありませんか。

異議がないようですので、議案第 1 号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号 残りの案件については、原案のとおり決定しました。

議長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：T、譲受人：U ほか 3 件を議題にします。

それでは事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料の 23 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権移転が 4 件です。

整理番号 1 番から資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 T。

譲受人は、中種子町〇〇××番地 U です。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか 1 筆。地目は畑、地積合計は 2 筆で●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 28 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 V。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Dです。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は33 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 W。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Xです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか1筆。登記地目は牧場、現況地目は畑、地積合計は2筆で●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営移譲によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は38 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Y。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Zです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか1筆、登記地目は牧場、現況地目は畑、地積合計は2筆で●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は43 ページから添付しています。

以上4件につきましては、3月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、10番委員。

10番委員 Uさんは、実家が〇〇でaさんの娘さんであります。今回所有権移転による3条申請ですが、売買の方は3年前に父親のaさんとの間で済んでおりまして、父親は亡くなられたんですけど、Uさんの名前で3条申請を出されております。

32ページの図面を見ていただくとおわかりのように、Uさんの畑に隣接しているのが今回申請されている畑なんですけど、実際これは3筆1枚となっております。Uさんはパートをしながら、母親の手伝いをもらって、農業をしておりますのでよろしく申し上げます。

議長 整理番号2番、7番委員。

7 番委員 VさんとDさんに話を伺ってきたんですけど、譲渡人のVは89歳、高齢ということから農地を手放したいということが1つの経緯。譲受人のDさんとしては牧草のほ場の拡大をしていく一環として今回の売買となっているという確認をとりました。問題はないものと判断しておりますが、今後このVさんの件を含めて周辺のほ場の確保を計画しているという説明がありました。以上です。

議 長 整理番号3番、11番委員。

11 番委員 ご説明申し上げます。WさんとXさんは親子でございます。資料に書いてあるとおり、贈与による経営移譲を進めていきたいということで、その一環でございます。特に問題を指摘する内容はございませんでした。以上です。

議 長 整理番号4番、2番委員。

2 番委員 譲受人のZさんは現在、牛を〇〇頭くらい肥育しております。畜産農家であります。この土地は元々父親のWさんの土地だったということですが、平成15年頃、諸事情があってWさんの弟、Yさんに所有権移転されました。所有権移転後もWさんとZさんが牧草採草地として利用していました。今回、Zさんの方が牛を増やしたいということもあり、叔父であるYさんから贈与という形になったということでした。今後も適正に利用されると思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人:b ほか2件を議題にします。

それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。

事 務 局 資料49ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、3件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、東京都練馬区△△〇〇番××号b。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は畑。地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成3年頃です。

現況といたしまして、『申請地は平成3年頃から耕作を放棄し、原野状態となっている。』とのことです。

参考資料は50ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

整理番号2番。申請人及び所有者は、〇〇××番地 c。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は畑。地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成3年頃です。

現況といたしまして、『申請地は平成3年頃から耕作を放棄し、原野状態となっている。』とのことです。

参考資料は51ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

整理番号3番。申請人及び所有者は、鹿児島県出水市〇〇××番地 d。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は田。地積は●●㎡です。

変更年月日については、昭和45年頃です。

現況といたしまして、『申請地は昭和45年頃、名義人の夫 eが、父の隠居家を建築して宅地となっている。』とのことです。

参考資料は54ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上、この件の内容につきましては、3月10日の現地調査において相違ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番から3番まで、11番委員。

11番委員 ご説明申し上げます。1・2番は関連性がございまして、合わせて説明させていただきます。bとcは親子でございまして、地番が示すとおり隣接した土地になっております。同じ敷地内に宅地もございまして、宅地を取り囲む形でこれらの土地があります。宅地を含めて2筆ともかなり荒廃しておりまして、さらに周辺が住宅地として進んでいて、農地としては復元が難しいと考えます。現場を見た限りにおいては、非農地にせざるを得ないという感じでございます。

それから整理番号3番ですが、昭和45年頃といたしますから、既に50年以上経っております。現場には木造住宅がありまして、借家として活用しているようでございます。元々は田んぼということですから、埋め立てて宅地化したというのが感じられます。今さら農地に戻せとはとてもできる話ではございませんので、非農地として問題はないかと思っております。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありますか。

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 令和5年度南種子町標準農作業料金及び農地賃借料情報(案)について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。事務局。資料は57ページになります。

議案第4号は、令和5年度南種子町標準農作業料金及び農地賃借料情報(案)について、別紙のとおり定めたいので、農業委員会の議決を求めるものです。

資料58ページをお開きください。

これまでの経過報告と今後の流れについて、ご説明いたします。

令和4年8月1日、広報みなみたね8月号に折り込みを行っております。これは今年度の燃料価格の高騰、修理代等の高騰により、再度標準農作業料金を定めていますが、委託者・受託者、相互の話し合いのうえ決めてくださいということで、周知をしております。

令和5年1月16日、南種子町農林業技術指導者連絡協議会(以下「技連会」という。)から意見収集を行っております。

令和5年2月20日、技連会において経過報告、全体からの意見収集を行っております。

令和5年2月24日午前、南種子町農業委員会全員協議会においてこれまでの経過報告を行っております。

令和5年2月24日午後から、令和5年度南種子町標準小作料・標準作業料金検討会が行われ、出席者は右の欄に記載されている方々となっております。

令和5年3月20日、技連会へ経過報告を行って、本城南種子町農業委員会定例総会において決定、令和5年3月31日、町広報紙へ折り込み、町ホームページへの掲載という計画をしております。

技連会で報告をした際に、「標準農作業料金」の言い方を変えた方が良いのではないかと、例えば「参考農作業料金」に変えるという意見が出ております。検討会の決定内容なんですけど、2案出しました。

先月皆さんにもお知らせしたとおり、算出根拠をきちんと出して、算出した農作業料金と定めないというのと、ただ定めないという訳ではいけないので、一応算出方法などの例を出してですね、購入価格とか減価償却費とか売り買いとかそういった経費を除いて、こうやって出すんですよ。こういった案を2つ出しました。

検討会の方としては、やはり基準となるものがないといけないので、そ

れからその算出方法で出した金額は今の金額より高かった関係で、いきなり算出した金額にするのでは、厳しいのではないかという意見がありました。料金を上げる場合は少しずつ上げた方が良いのではないか、という意見が出て最終的には、燃料費、修理代、機械代なども値上がりをしておりますので、令和4年度の価格に一律15パーセントをかけて10円単位で、10円未満は切り捨てという形でやっていくということになりました。

ただし、さとうきびの収穫作業料金、ハーベスタ収穫、水稻育苗（箱苗）については、現在町糖業振興会がしているので町糖業振興会の受託料金に合わせるという結論に至ったところです。

技連会でハーベスタ収穫については、R4・5年産、育苗もR4・5年産を入れた方がいいのではということでした。

それでは令和5年度標準農作業料金及び農地賃借料情報（案）の中身について、説明をさせていただきます。

資料については、文字が小さいので別紙でお配りしているA3判でまとめております。赤字が変更になったところです。

先ずは左上が「令和4年度」から「令和5年度」に変更になります。

表の1番上の農作業賃金については、鹿児島県の最低賃金としております。鹿児島県の最低賃金は昨年10月「853円」に改定されましたので、そのため8時間当りの金額も「6,568円」から「6,824円」に変更になっております。摘要欄の時給を「821円」から「853円」に変更。県の最低賃金とします。県の最低賃金が毎年10月に見直し・変更になります。変更になった場合は合わせて改定することになります。

（金額の）赤字については、4年度の金額に一律15パーセントをかけて上げております。

先ほど言いましたとおり、さとうきびのハーベスタ収穫作業等、水稻育苗については、黄色で表示をしているんですが、その分については、町の糖業振興会の料金に合わせるということになっております。

後、技連会で意見が出たんですけど、さとうきびの収穫作業については、カッコ書で「R4年・5年産」とした方がいいのではないかとということと、水稻育苗の箱苗については「R5年産米」とした方がいいのではないかとということでした。

あと農地賃借料情報です。これについては令和4年1月から令和4年12月までに提出された賃借料の情報についてまとめたものになります。10アール当りの金額です。

田については、平均額が整備地区で「9,906円」、未整備地区で「9,271円」、最高額が整備地区で「10,042円」、未整備地区で「9,878円」、最低額が整備地区で「8,516円」、未整備地区で「8,742円」、データ数については、整備地区で「58筆」、未整備地区で「4筆」となります。

畑については、平均額が整備地区で「9,593円」、未整備地区で「8,858

円)、最高額が整備地区で「1万円」、未整備地区で「10,115円」、最低額が整備地区で「5千円」、未整備地区で「4,698円」、データ数については整備地区で「50筆」、未整備地区で「39筆」となります。

以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「はい。」の声あり)

議長 木推進委員 はい、木推進委員。
そんなことはわかりきったことと言われるかも知れませんが、マニュアルアスプレッタの堆肥散布についてですが、これは堆肥代を入れてのことなのか。下の方を見れば、水稻の防除などで、薬剤散布の欄に薬剤本人負担という書き込みがあるんですけど。

議長 皆さん、懇談に入ります。

議長 4番委員 懇談を解きます。他にございませんか。
先ほどの説明の中に、ハーベスタの刈り取りは「R4・5年産」のみの価格と表現がありました。これはこの中に記載されていません。それと箱苗代についても同様です。

議長 事務局。 事務局。
はい。検討会で出た意見をまとめたのがこの資料で、そのあと技連会に報告して3月20日に報告した時に出た案が、この収穫作業のところに、ハーベスタ「R4年・5年産」を入れた方が良いのではないかと、それと育苗については「R5年産米」と入れた方が良いのではないかという意見がありました。これは技連会からも総会の折りに伝えておいて欲しいということと、あともう一つ「標準作業料金」を「参考農作業料金」にした方が良いのではないかという意見が出ましたので、それを含めて検討方お願いします。

4番委員 そうなりますと、その年限定という形になって来年度以降はまた変動するという意味合いに取られますよね。違いますかね。

議長 事務局。 はい、事務局。

事務局 はい。この金額については、実際、町糖業振興会の金額、受託料金を掲載するというので、検討会で決まりました。農業委員会において、いやそれでは駄目ですよというご意見でしたら、さらにこの場で検討してもらおうという話になるかと思えます。ただ実際問題、糖業振興会の金額でほとんど刈り取り料金が適用されると思うので、そちらの方に変えた方がよろしいかと思えます。

4番委員 その収穫作業については、今回農業公社から離脱をして、町糖業振興会が受託先としてある訳です。ここが決める、決めた価格の判断でよろしいか。

事務局 検討会ではそういう意見がありました。一部、糖業振興会で金額を決めているのであれば、わざわざここに載せなくても良いんじゃないかという意見もあったんですが、最終的には載せた方が良いということになりました。

4番委員 農業公社時代に私の方がハーベスタ組合の会長をしていたこともあって、早急に集まりをしてくれとお願いはしてあったんですが、中々事務局が忙しいということもあって、町長さんとの話し合いも進まなかったんですが、もうしょうがないので、今期終了後、すぐに全部ハーベスタ組合を集めて、新規に公社にあったような組織を立ち上げようと話はしてあります。私は前の公社の残金を持っておりまして、もう一回皆で集まって、この再検討をしようということで、きび甘しょ振興会の会長さんから価格について、農家から不満がでているので、その中での話し合いで決めたいということです。4・5年期のみの価格でいくということで一応判断をして、来年度以降は我々の組織を立ち上げて、糖業振興会もそのままでは駄目だろうということで、何らかの組織に生まれ変わると思います。その話し合いの中で、さとうきびの収穫作業については、検討しようということになっていると思いますので、その旨を告げて今期のみ作業価格でいくという判断でよろしいですか。

事務局 はい。
（「懇談をお願いします。」の声あり）

議長 懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。他に質疑ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。